

マイナンバー制度を活用した 世界最高水準のIT国家の実現に向けて

2015年4月27日

Hello, Future!

 **新経済連盟**

Japan Association of New Economy

提言活動の基本方針

当連盟は「世界最先端IT・イノベーション国家」の実現のために、下記の基本方針をもとに提言活動を行ってきている。

2020年に日本を世界で最先端のIT・イノベーション国家とするため、以下の観点から法的環境の整備を行う。

1. ITを活用することを全ての原則とした「IT前提社会」の実現
2. マイナンバー制度を徹底的に活用したIT国家の実現
3. 新経済・新サービスの創造促進

今回の提言では、世界最高水準のIT国家を実現するために、「IT利活用新法」の制定や、マイナンバー制度の徹底的な利活用などを中心に提案する。

提言活動の背景

マイナンバー制度を徹底利活用すれば 世界最高水準のIT国家の実現に近づく。

1. マイナンバー制度は国民に利便性をもたらす社会基盤であり、この制度の価値を最大限に活用できれば、国民は効率的な官民サービスを楽しみ、世界最高水準のIT国家を実現できる。
2. 昨年の改訂・日本再興戦略では、「金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの分野を中心に、マイナンバー制度の利用範囲拡大の方向性を明らかにする」とある。上記 1.の観点を達成するためには、明確な工程表を至急作成し、どのようなことが実現できるのか国民に明らかにするべきである。
3. マイナンバー制度を国民が広く利活用するためには、スマートフォンへの対応など、常に新しい技術革新にあわせた対応が必要不可欠である。
4. 医療・介護・健康分野についても機関別符号を利用することを通じてマイナンバー制度のもとで運用されるべきである。マイナンバー制度のもとで医療・介護・健康分野も含めて扱うことで、効率的なIT投資と効率的な行政が実現できる。この方針で行っていくことを上記工程表の中で明確化すべきである。

今回の提言の構成

マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家を実現するために、下記の提言を行う。

1. 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定
2. マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成
3. 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用
4. 個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応
5. 効率的なIT投資の推進

1. 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定

「IT前提社会」を実現するため、「IT利活用新法」制定を提案

「IT前提社会」の実現

- IT利活用をより一層推進してイノベーションを促進するための法環境整備が必要。
- 電子化を優先するという原則を宣言すべき。
- 対面原則・書面交付原則を撤廃すべき。
- 「IT前提社会」を実現するにあたって既存制度や法令の総点検・見直しを行うべき。

「IT利活用新法」の制定

- デジタル・ファーストの原則
- 対面原則・書面交付原則の撤廃
- IT利活用促進のための既存制度・法令見直しの原則
- ITの利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置
- 行政機関間の情報連携（同じ情報を企業や個人に複数回求めない、複数機関から求めない）の徹底とフォローアップの実施
- マイナンバー制度を活用した行政手続きの効率化の原則
- マイナンバー制度を活用した民間事業者の手続きの効率化と民間ビジネスの創出の原則
- マイナンバー制度の徹底利活用に関するロードマップの作成

1. 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定

各種手続き・事務対応の環境を改善するために、既存制度・法令の総点検・見直しを行う。

1. 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁
- 遠隔医療の推進
- 処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進

2. インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃

- デジタル教科書の承認
- 処方箋の電子化及び積極活用の早期実現
- 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁)
- 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化
- 不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化

(注)上記はあくまで事例であり他にも多種多様に存在すると考えられるので、徹底的な洗い出しが必要。

1. 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定

各種手続き・事務対応の環境を改善するために、既存制度・法令の総点検・見直しを行う。

3. 各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

- 会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進（行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等）
- 個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現（電子署名法）
- 「電子私書箱」の活用（電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討）
- 民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現
- 税務関係帳簿書類の電子保存要件のさらなる緩和（スマホでのスキャン可能化等）
- 政府・自治体から国民への書類通知や証明書書類発行も電子交付にする。
- マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現（マネロン法令、携帯電話不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等）。
- マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備（上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等）
- 個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。

(注)上記はあくまで事例であり他にも多種多様に存在すると考えられるので、徹底的な洗い出しが必要。

2. マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成

2020年までのロードマップを策定し、
マイナンバー制度の利活用拡大を進める。

マイナンバー制度の利活用の「分野」拡大

- 新経済連盟は、医療分野を筆頭に、準公的・民間分野への利活用範囲拡大について提言を行ってきたところ(昨年6月25日)。利活用範囲拡大に向けたロードアップを、2020年をゴールとしていつまでに何を実現するのか時間軸を明記した上で、国民がメリットを分かるように政府は作成すべき。

マイナポータル等の機能の充実強化

- マイナポータル等を経由したサービスの充実として、金融機関、郵便、ライフライン事業者などの民間領域における住所変更手続き等各種手続きの一括処理(ワンストップ化)などを推進する。国民の利便性向上をアピールできる重要なユースケースである。
- 確定申告の簡素化等もマイナポータル上のキラーコンテンツであり、これの実現に向けた対応をしっかりと行うべきである。

【参考】国民にとってわかりやすい事例（エストニア）



トーマス・イルヴェス
エストニア大統領

イタリアでは登記に18ヶ月かかりますが、エストニアでは18分ですみます。

役員全員のIDを入力すればいいからです。



2014年3月6日

エストニア大統領と新経済連盟との意見交換会

2. マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成

マイナンバー制度利活用の「利用者範囲」の拡大

- グローバル時代において海外に在住する日本人も増加している。海外転出者でも公的個人認証等マイナンバー制度を利活用できるようにする。
- 2020年のオリンピック・パラリンピックを前にして訪日外国人がさらに増加していくことも見据え、個人番号カード等を彼らに交付して彼ら本人の確認等に活用することも検討すべき(エストニアのe-residencyも参考)。

公的個人認証サービスの拡大／本人確認の合理化等

- 公的個人認証サービスの署名検証者として、総務大臣が認定する民間事業者が新たに追加されることとなる。マイナンバー制度の民間利活用やそれによる民間ビジネスの拡大を促すよう、当該認定手続きに当たっては、認定取得期間の明確化と過度な負担や対応を求めないなどの配慮が必要。
- データの活用をしやすくするために、官民共通の個人情報保護の基盤が必要である。行政機関や独立行政法人についても個人情報保護委員会が統一的に扱う体制を早急に整備する必要がある。
- 官民での安全安心なオンラインサービス拡充に向けて、ID連携トラスト・フレームワーク制度の利用や当該制度との連携を進めていく必要がある。

3. 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用

医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用

- 医療・介護・健康分野でもマイナンバー制度を利活用し、電子カルテ、レセプトなどに記載されている各種情報などを連携させることで、効率的なIT投資と効率的な行政が実現できる。
- 健康保険証と個人番号カードを一体化する。将来的に、診察券やお薬手帳も一体化する。
- マイナポータル等の仕組みを通じて、患者自身が、診療行為結果や投薬履歴など医療・介護・健康分野のパーソナルデータにアクセス可能とし、どの情報を医療機関、介護事業者、健康関連サービス事業者等に閲覧させるかなどを決定できる仕組みを提供する。これらにより、新たな民間サービスの登場も促す。
- 医療・介護・健康分野へのマイナンバー制度の利活用拡大をさらに進めていくためには、個人情報保護に関して2000近い法令（自治体、政府機関、独立行政法人等）を、ひとつの法令などに統合することも検討しないといけない。行政機関や独立行政法人保有の個人情報についても、新たにできる「個人情報保護委員会」が統一的に扱う体制を早急に整備する必要がある(再掲)。

医療等ID

- 医療分野に特化した別番号(医療等ID)を創設するということであれば、改めて反対。ただし医療等IDが、情報連携基盤により紐づけられる分野別番号(機関毎にマイナンバーから生成される機関別符号の一つ(医療機関等向け符号))を指すのであれば、悉皆性と一意性を担保することができ、当連盟としても反対しない。

4. 個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応

個人番号カードの普及・利活用

- 個人番号カードの普及のための啓発活動をきちんと行い、普及しなかった住基カードの轍を踏まないようにする。国民の利便性の向上に焦点を絞り、広報活動を強化する必要がある。具体的なユースケースを分かり易く説明すべき。
- 出生、引越、婚姻、就職、入学、転職、死亡などのライフイベント時の各種手続きの簡素化・自動化・手続き漏れの防止など窓口によるワンストップサービスを実現する。
- 個人番号カードの普及を加速するために、健康保険証、診察券、免許証、パスポート、図書館利用などの使用頻度の高いカードへの適用を早期に実現すべきである。
- 行政手続きは、申請ベースが基本になっているため、各地方自治体などが独自に打ち出している福祉制度などが十分に利用されていない。申請手続きを簡便にするなどの取り組みや、マイナポータル等を活用したプッシュ型の告知徹底なども望まれる。
- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本などをコンビニ交付できるようにする。

新しい技術への対応／スマホからのアクセス

- 利便性の高い世界最高水準の電子サービスを目指すならば、それへのアクセスは、デジタル社会における新しい技術の登場に対応できるようにすることが必要不可欠。
- その意味で、スマホなどのデバイスが普及している現在では、ICカードのかわりとなるように、少なくともスマホからの利用を前提とした仕組みを早急に構築すべき。

5. 効率的なIT投資の推進

データガバナンス／業務の標準化・効率化

- 「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」では、「データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化」を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要。
- 政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めていく必要がある。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための必要な鍵である。また、ビジネスプロセスリエンジニアリングによる業務改革が必要。

システムのシンプル化

- 政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。
- 自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。
- 「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」の方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改善に向けて2度の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出しているので、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。
- 二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy